

生活習慣病管理料について

生活習慣病管理料Ⅱ（高血圧症・脂質異常症・糖尿病） 令和6年度の診療報酬が改定になり、高血圧症、糖尿病および脂質異常症を主病として 通院されていた患者様は、6月以降【特定疾患療養管理料】から【生活習慣病管理料】に 算定が切り替わります。

長期処方・リフィル処方箋 患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の処方を行うこと、 リフィル処方箋の発行を行う場合がございます。